

一般社団法人 経営労務建設業共済会規約

平成 20 年 4 月 1 日 施行

平成 20 年 4 月 28 日 一部改訂

平成 23 年 9 月 30 日 一部改訂

平成 29 年 12 月 1 日 一部改訂

一般社団法人 経営労務建設業共済会

一般社団法人 経営労務建設業共済会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人経営労務建設業共済会と称す。

(事 務 所)

第2条 事務所を埼玉県春日部市大沼二丁目6番地20に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員及び自営業者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 業務災害の防止等についての講習会の開催に関する事。
- ② 会員が行う労災保険関係の事務処理に関する事。
- ③ 会員の福利・厚生に関する事。
- ④ その他団体の目的を達成するために必要な事業を行う事。

(事業の取扱い区域)

第5条 本会が特別加入事務を取り扱う特別加入者の事業拠点の所在地は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令8号）第6条第2項第4号に定める区域を超えない範囲とする。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、本会の事業目的に賛同する一人親方及び自営業者（常態として労働者を使用しないもの）で建設の事業（土木・建築・その他工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊もしくは解体又はその準備の事業をいう。）に従事している者とする。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を提出し代表理事の承認を受けるものとする。

2. 前項の承認を受けたときから会員となる。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出し、代表理事の承認を受けたときに本会を退会する。

2. 前項の規定にかかわらず、会員が第25条に規定する会費及び労働保険料を本会指定納入日までに納入しないとき、又は本会の会員としてふさわしくない行為（① 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした者。② 本会の事業の利用について不正行為をした者。③ 犯罪その他信用を失う行為をした者。）があったときは、代表理事は、役員会の議を経てこれを退会させることができる。

第3章 役 員

(役 員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| ① 代表理事 | 1名 |
| ② 役 員 | 5名以内 |
| ③ 監 査 役 | 1名 |

(員外役員)

第10条 本会に、会員でない員外役員若干名を置くことができる。

2. 員外役員には、本規約第3条目的に、第4条の事業の遂行に協力する労災経営指導員をあてることとする。

(役員を選任)

第11条 代表理事・役員及び監査役は、会員の中から総会で選任する。

2. 代表理事は、役員が互選する。
3. 役員及び監査役は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 役員は、役員会の構成員となり、会務の執行に参画する。
3. 監査役は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、会議に出席してその職務に関し意見を述べることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、就任後2回目に到来する通常総会終了の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任を防げない。

(役員解任)

第14条 役員が、諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときには、代表理事は、役員会の議を経てこれを解任することができる。

2. 前項の規定により、役員を解任したときは、代表理事は、これを次の総会に報告しなければならない。

第4章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第2節 総 会

(総 会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年4月1日現在の会員をもって構成し、会計年度終了後6ヶ月以内に代表理事が招集する。

3. 臨時総会は、会員の3分の1以上から開催を必要とする理由及び議案書を付して開催の請求があったとき招集する。

4. 会員は、総会への出席を事務処理を委託している労災経営指導員に委託することができる。

(総会の開会)

第17条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ会議を開会することができない。

2. 総会の議長は、総会において選出する。

3. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 総会における議決権は、会員1人について1個とする。

5. 会員で総会に出席することが出来ない者は、予め総会の議案について書面により表決を委任することができる。書面に賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。

6. 前3項の規定にかかわらず、次条5号に掲げる事項については、会員の3分の2以上の議決によらなければならない。

(総会の議決及び承認事項)

第18条 総会は次の事項を審議決定する。

① 事業報告及び事業計画に関する事項。

② 予算及び決算に関する事項。

③ 規約の変更に関する事項。

④ 代表理事・役員及び監査役の選任、解任に関する事項。

- ⑤ 解散に関する事項。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、役員会において総会に付議する必要があると認められた事項。

第3節 役員会

(役員会)

第19条 役員会は、代表理事及び役員をもって構成し、代表理事が招集する。

- 2. 役員会の議長は代表理事がこれに当たる。
- 3. 役員会は、その構成員の2分の1以上の出席が必要であり、議事は出席構成員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議決事項)

第20条 役員会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- ① 総会に付議する事項。
- ② 総会において議決した事項の執行に関すること。
- ③ 規約の施行に必要な細則の制定改廃に関すること。
- ④ その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関すること。

第5章 会計

(事業年度及び会計年度)

第21条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費の支弁)

第22条 本会の経費は、入会金、会費その他の収入をもって支弁する。

- 2. 入会金及び会費の額は、総会で決定する。

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、代表理事がこれを管理し、その方法は役員会の議決による。

(事業計画及び予算)

第24条 代表理事は、毎年事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(労働保険料特別会計)

第25条 労働保険料は、労働保険料特別会計を設けて経理しなければならない。

第6章 入会金及び会費

(入会金)

第26条 会員は、入会するとき6,000円の入会金を納入しなければならない。

(会費の納入)

第27条 会員は、会費として年額9,000円を納入しなければならない。

2. 前項の会費は、毎事業年度の指定された期日までに納入しなければならない。

(年度途中の入会者)

第28条 年度の途中において入会した者は、入会した日の属する年度分の会費については、月額750円にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入しなければならない。

2. 前項の金額は、入会時に納入しなければならない。

(会費の不返還)

第29条 退会した会員が、既に納入した会費は返還しない。

第7章 事務処理

(労働保険関係事務処理)

第30条 本会は、会員の一人親方等の特別加入にかかわる事務処理に関する諸手続をする。

2. 本会は、一人親方等の特別加入に関する事務処理の一切を一般社団法人 アイデックス経営労務情報センターに委託する。

3. 前項に係る手数料は、本会和一般社団法人 アイデックス経営労務情報センターが協議の上決定する。

(特別加入からの脱退)

第31条 会員が特別加入を解除しようとするときは、7日前までに特別加入解除通知書を本会に提出しなければならない。

2. 会員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務処理を解除することができる。

(給付基礎日額の報告)

第32条 会員は、労働保険料算定基礎賃金等の報告により毎年本会が指定する日までに、当該年度に希望する給付基礎日額を本会に報告しなければならない。

(労働保険料の納付)

第33条 会員は、自らが希望した給付基礎日額により計算された労働保険料が請求されたときは、指定された期日までに本会に納入しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 本会に事務局を置く。

2. 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行なう。
3. 事務局長は、事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
4. 事務職員の任免は代表理事が行なう。
5. その他事務局に必要な事項は別に定める。

第9章 補 則

(顧問・相談役)

第35条 代表理事は、本会の発展を図るため学識経験を有する者のうちから役員会の議を経て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

2. 顧問及び相談役は、本会の必要事項について、代表理事に意見を述べることができる。

(役員会の専決)

第36条 この規約に定めのない事項については、役員会の議を経て行うものとする。

(細則の制定等)

第37条 本会は、この規約に基づき必要な措置を行うため、細則を定めることができる。

2. 細則の制定及び改廃は、役員会の議を経て、代表理事が定める。

附 則

- この規約は平成20年 4月 1日より施行する。
- この規約は平成20年 4月28日より一部改訂施行する。
- この規約は平成23年 9月30日より一部改正施行する。
- この規約は平成29年 12月1日より一部改正施行する。

一般社団法人 経営労務建設業共済会災害防止規定

平成20年 4月 1日 施行

平成24年11月 1日 一部改訂

平成29年12月 1日 一部改訂

一般社団法人 経営労務建設業共済会

一般社団法人 経営労務建設業共済会 災害防止規定

一般社団法人経営労務建設業共済会は、建設作業における災害防止のため規定を次の通り定める。

第1 安全管理

1. 本会に、安全管理担当者（役員のなかから代表理事が委嘱する。）をおき、会員の安全管理に関する事項を取り扱う。
2. 安全管理担当者は作業場、作業方法等について定期的に点検を実施するほか、会員の安全作業に関する教育訓練の徹底をはかり、災害が発生した場合には、災害原因の調査及び対策を行なうものとする。
3. 会員は、建設現場の定期点検は勿論のこと建設作業に不具合が発生または発生する恐れのある場合には、ただちに修理・点検を行い、安全第一を旨とすること。
4. 会員は、それぞれの地域で開催される安全教育等には、積極的に参加すること。
5. 会員は、安全管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで災害防止に努めること。

第2 衛生管理

1. 本会に、衛生管理担当者（役員のなかから代表理事が委嘱する。）をおき、会員の衛生管理に関する事項を取り扱う。
2. 衛生管理担当者は作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談その他会員の健康保持のための措置を行なうものとする。
3. 会員は、それぞれの地域で開催される衛生教育、健康相談等には、積極的に参加すること。
4. 会員は、衛生管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで衛生管理に努めること。

第3 安全作業

1. 会員は、各自作業前に準備体操を行なうこと。
2. 会員は、作業前にその日の作業内容を熟知し、材料・器具の点検を確実に行うほか作業の服装にも注意すること。
3. 作業足場については、特に次の点に注意すること。
 - ㊶ 足場に使用する材料は損傷、変形、腐食がないかどうか点検する。
 - ㊷ 抱き足場は使用しない。
 - ㊸ 鋼管足場は継手、金具等の緩みがないか点検する。
 - ㊹ 材料としての足場板は幅 20 cm以上、厚さ 3.5 cm以上、長さ 3.6m以上のものを使用する。
 - ㊺ 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、且つこれを超えて積載しない。

- ⊙ つり足場については動揺、転位等を防止するための措置を講ずること。
4. 腕木、布、はり、脚立その他の作業床の支持物は荷重によって破壊することのないよう注意すること。
 5. 床材は転位、脱落しないよう2以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。
 6. 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台としないこと。
 7. 材料、器具、工具等を上げ下げする場合は、つり綱、つり袋等を使用すること。
 8. 命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。
 9. 倒壊を防止する筋かい、壁つなぎ又は控の安全を点検すること。
 10. 感電事故の恐れのある作業においては、絶縁管、絶縁覆等を表着し接触による危険を防止すること。なお、可能な限り電源を切って作業をすること。
 11. 材料の製作運搬等のためミキサー、ウインチ、砂フルイ器等を使用する時は、点検等によって危険を防止すること。
 12. 暴風雨等悪天候のため作業の危険が予想されるときは作業を中止すること。

第4 衛生措置

1. 会員は、毎年健康診断を受けなければならない。
2. 会員は、常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めること。
3. 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業場においては、作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

第5 その他

1. 以上のほか、労働安全衛生法、労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」「原動機及び動力伝導装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「崩壊・落下の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。
2. 会員は、除染作業を行う場合には、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日 厚生労働省)の「第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法」に基づき、線量の管理に努めること。
3. 会員は、除染作業を行う場合には、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日 厚生労働省)の「第4 被ばく低減のための措置」に基づき、被ばく防止に努めること。

附 則

この規定は平成20年 4月 1日より施行する。

この規定は平成24年11月 1日より改正施行する

この規定は平成29年12月 1日より改正施行する。